

監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 220	監査基準報告書 220
監査業務における品質管理 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 6 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《4. 品質の管理と達成に対する監査責任者の責任》(第 13 項から第 15 項参照) (省 略) 《(4) 職業的専門家としての懐疑心》(第 7 項参照) (省 略) A36. 個々の監査業務における職業的専門家としての懐疑心の発揮に対する障害を緩和するための監査チームの行動には、以下が含まれることがある。	監査業務における品質管理 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 6 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《4. 品質の管理と達成に対する監査責任者の責任》(第 13 項から第 15 項参照) (省 略) 《(4) 職業的専門家としての懐疑心》(第 7 項参照) (省 略) A36. 個々の監査業務における職業的専門家としての懐疑心の発揮に対する障害を緩和するための監査チームの行動には、以下が含まれることがある。

改正案	現 行
- 業務に追加の、又は異なる業務運営に関する資源が必要となる監査業務の内容又は状況の変化に注意を払い、監査業務への資源の配分の責任を負う監査事務所内の者に対して、追加の、又は異なる資源を要請する。 - 監査人の無意識又は意識的な偏向に対する脆弱性がより大きくなる可能性がある事例や状況（より高度な判断を伴う領域等）について、監査チームに明示的に注意を促し、監査手続の立案及び実施に際して監査チームのより経験のあるメンバーに助言を求めることの重要性を強調する。 - 監査チームの構成を変更する。例えば、より高い技能や知識又は特定の専門的な知見を有する経験豊富な者を業務に割り当てるよう要請する。 - 交渉に困難を伴う経営者に対処する際に、より経験のある監査チームのメンバーを関与させる。 - 監査チームが監査における複雑な、又は主観的な領域に対応できるように、専門的な技能と知識を有する監査チームのメンバー又は監査人が利用する専門家を関与させる。 - 以下の領域に関して、より経験のある監査チームのメンバーの関与、より多くの対面による監督又は特定の監査調書のより詳細な査閲によって、指揮、監督又は査閲の内容、時期及び範囲を変更する。 - 複雑な、又は主観的な判断を伴う監査領域 - より質の高い監査を達成する上でリスクのある領域 <u>不正による重要な虚偽表示リスクを含む重要な虚偽表示リスクがより高い領域</u> - 識別された違法行為又はその疑い - 以下に関する期待を明確にする。 - 監査チームの経験の浅いメンバーが、頻繁かつ適時により経験のあるメンバー又は監査責任者に助言を求める。 - 監査業務の全過程を通じて、より経験のあるメンバーは経験の浅い監査チームのメンバーからの相談を受け、その考察、助言又は支援の要請に対して積極的かつ適時に応じる。 - 経営者が過度のプレッシャーを課す場合又は監査チームが監査証拠を入手するための記録、施設、特定の従業員、顧客、取引業者等へのアクセスに困難を伴う場合に監査役等とコミュニケーションを行う。 (省 略) 以 上 - 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） - 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。	- 業務に追加の、又は異なる業務運営に関する資源が必要となる監査業務の内容又は状況の変化に注意を払い、監査業務への資源の配分の責任を負う監査事務所内の者に対して、追加の、又は異なる資源を要請する。 - 監査人の無意識又は意識的な偏向に対する脆弱性がより大きくなる可能性がある事例や状況（より高度な判断を伴う領域等）について、監査チームに明示的に注意を促し、監査手続の立案及び実施に際して監査チームのより経験のあるメンバーに助言を求めることの重要性を強調する。 - 監査チームの構成を変更する。例えば、より高い技能や知識又は特定の専門的な知見を有する経験豊富な者を業務に割り当てるよう要請する。 - 交渉に困難を伴う経営者に対処する際に、より経験のある監査チームのメンバーを関与させる。 - 監査チームが監査における複雑な、又は主観的な領域に対応できるように、専門的な技能と知識を有する監査チームのメンバー又は監査人が利用する専門家を関与させる。 - 以下の領域に関して、より経験のある監査チームのメンバーの関与、より多くの対面による監督又は特定の監査調書のより詳細な査閲によって、指揮、監督又は査閲の内容、時期及び範囲を変更する。 - 複雑な、又は主観的な判断を伴う監査領域 - より質の高い監査を達成する上でリスクのある領域 <u>不正リスクのある領域</u> - 識別された違法行為又はその疑い - 以下に関する期待を明確にする。 - 監査チームの経験の浅いメンバーが、頻繁かつ適時により経験のあるメンバー又は監査責任者に助言を求める。 - 監査業務の全過程を通じて、より経験のあるメンバーは経験の浅い監査チームのメンバーからの相談を受け、その考察、助言又は支援の要請に対して積極的かつ適時に応じる。 - 経営者が過度のプレッシャーを課す場合又は監査チームが監査証拠を入手するための記録、施設、特定の従業員、顧客、取引業者等へのアクセスに困難を伴う場合に監査役等とコミュニケーションを行う。 (省 略) 以 上 - 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21 日改正） - 本報告書（2023年 1 月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） - 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。

改正案	現 行
－ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	－ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正）
【付録】 監査チームの範囲に係るイメージ図（A17 項から A21 項参照） （省 略） 以 上	【付録】 監査チームの範囲に係るイメージ図（A17項からA21項参照） （省 略） 以 上